

令和6年度港区ベビーシッター利用支援 (一時預かり利用支援) 事業のご案内

日常生活上の突発的な事情等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者が、ベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を補助します。

1 事業概要

対象者	ベビーシッターを利用した日に、児童とともに区内に居住し、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的にベビーシッターによる保育を必要とし、又はベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方
対象児童	満12歳になる年度の末日までの児童
対象期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
利用上限時間	児童一人当たり年144時間 (0歳～6歳の未就学児の多胎児の場合は、児童一人当たり年288時間。年度途中で出生した場合でも、上限時間まで利用可能)
補助金額	児童一人1時間当たり 午前7時～午後10時 2,500円 午後10時～翌午前7時 3,500円
対象利用料	ベビーシッター事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービスの提供対価（税込）のみが補助対象 ※入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費、クーポン・ポイント利用（現金で購入されたポイント等によりお支払いされた料金）、その他保育サービスの提供に付随する料金は対象外 ※兄弟姉妹で利用する場合、未就学児と同数のベビーシッターを派遣してもらう必要があります（保護者とベビーシッターが共同して保育する共同保育を除く。）。
対象事業者	東京都の定めるベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助要綱に規定する認定事業者 (東京都ホームページ参照) 

2 利用の流れ

東京都の認定する事業者と契約（利用者⇒事業者）

↓ 東京都の認定事業者一覧から事業者を選び、直接利用契約を行います。
「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」旨を必ずお伝えください。

ベビーシッター利用（利用者⇒事業者）

↓ ベビーシッターを利用し、利用料金を直接事業者へ支払い、
【提出書類】③～⑤の交付を受けます。

補助金の交付申請（利用者⇒株式会社パソナライフケア（港区委託事業者））

↓ 【提出書類】を揃えて、補助金を申請します。

補助金の交付（区⇒利用者）

補助金を交付し、指定の口座に振り込みます。

3 申請方法

次の書類を、株式会社パソナライフケア（港区委託事業者）へ郵送でご提出ください。提出された書類はご返却できませんので予めご了承ください。

(書類提出先)

〒107-0062 港区南青山3-1-30

株式会社パソナライフケア・港区ベビーシッター担当宛

【提出書類】

区様式	①補助金申請書兼請求書兼支払金口座振替依頼書 ②利用内訳表
事業者 発行	③補助対象経費に係る領収書 ④利用明細書（ベビーシッターを利用した児童、利用日、利用時間、料金の内訳及び利用したベビーシッターナンバーが分かるもの） ⑤ベビーシッター要件証明書
その他	⑥【該当者のみ】クーポン利用や勤務先の福利厚生等で減額されたことがわかる書類の写し（減額されたことが利用明細書で確認できない場合に提出が必要です。）

※①補助金申請書兼請求書兼支払金口座振替依頼書の申請者の氏名・振込口座名義は、ベビーシッターの利用者・領収書の氏名と同一としてください。

※③～⑤は、ベビーシッター事業者が発行します（⑤は写しても可）。

※④利用明細書について、③領収書に必要な項目（利用した児童、利用日、利用時間、利用料の内訳、利用したベビーシッターナンバー等）が確認できる場合は省略可能。

【交付スケジュール】

提出書類は、原則としてベビーシッターを利用した月の翌月10日または25日まで（10日、25日が土日・祝日にあたる場合は、前営業日まで）にご提出ください。当該年度（令和6年度：令和6年4月1日～令和7年3月31日）利用分は、複数月をまとめて申請することも可能です。

補助金の振込時期は、それぞれの受付締切日から概ね2か月後になります（年末年始、大型連休及び年度末を除く）。書類不備等の場合は、それ以上の期間を要することがあります。

4 その他の留意事項

- ・本事業を利用する前に、厚生労働省が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」（厚生労働省ホームページ）をご確認ください。
- ・区は、直接利用に関与しないため、ベビーシッターの利用を保証するものではありません。

問合せ（コールセンター）

株式会社パソナライフケア（港区委託事業者） 電話：0120-212-115

受付時間：平日9時～17時（12月29日～1月3日を除く）